

改 正 後					改 正 前				
別表 1					別表 1				
優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表					優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表				
1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）					1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）				
区 分	添付すべき 証 明 書 類	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	添付すべき 証 明 書 類	発 行 者	根拠条項	備 考
①の3 首都高速道路 公団、 <u>成田国際空 港株式会社</u> 、地方 道路公社、独立行 政法人鉄道建設・ 運輸施設整備支援 機構、独立行政法 人水資源機構、日 本道路公団、阪神 高速道路公団又は 本州四国連絡橋公 団に対する土地等 の譲渡で、・・・ ・・・	・・・・・・・・	・・・・・・	・・・・・・ 措置法規 則13条の 3 1項 <u>1号ハ</u>	・・・・・・・・	①の3 首都高速道路 公団、 <u>新東京国際 空港公団</u> 、地方道 路公社、独立行政 法人鉄道建設・運 輸施設整備支援機 構、独立行政法人 水資源機構、 <u>日本 下水道事業団</u> 、日 本道路公団、阪神 高速道路公団又は 本州四国連絡橋公 団に対する土地等 の譲渡で、・・・ ・・・	・・・・・・・・	・・・・・・	・・・・・・ 措置法規 則13条の 3 1項 <u>1号ロ</u>	・・・・・・・・
2 <u>独立行政法人都 市再生機構</u> 、土地 開発公社その他こ れらに準ずる法人 （ ）に対する土 地等の譲渡で、・ ・・・・（ <u>6</u> ）に掲 げる譲渡及び土地 開発公社に対する 譲渡である場合に は、公有地の拡大	・・・・・・・・	・・・・・・	・・・・・・	・・・・・・。 （1） <u>独立行政 法人環境再 生保全機構</u> 、 <u>成田国際空 港株式会社</u> 、 <u>独立行政法 人中小企業 基盤整備機 構</u> 、地方住 宅供給公社、	2 <u>都市基盤整備公 団</u> 、土地開発公社 その他これらに準 ずる法人（ ）に 対する土地等の譲 渡で、・・・・ （ <u>5</u> ）に掲げる譲渡 及び土地開発公社 に対する譲渡であ る場合には、公有 地の拡大の推進に	・・・・・・・・	・・・・・・	・・・・・・ （1） <u>環境事業 団</u> 、 <u>新東京 国際空港公 団</u> 、 <u>地域振 興整備公団</u> 、 地方住宅供 給公社、独 立行政法人 空港周辺整 備機構及び	・・・・・・

の推進に関する法律第17条第1項第1号二に掲げる土地の譲渡を除く。)

独立行政法人空港周辺整備機構及び日本勤労者住宅協会
(2) ・ ・ ・ ・
イ ・ ・ 。
ロ ・ ・ 。
ハ ・ ・ 。
(3) ・ ・ ・ ・
(4) ・ ・ ・ ・
(5) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第290条第3号に掲げる業務を行う同法第289条第1項に規定する防災街区整備推進機構(民法第34条の規定により設立された法人でその設立当初において拋出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拋

関する法律第17条第1項第1号二に掲げる土地の譲渡を除く。)

日本勤労者住宅協会

(2) ・ ・ ・ ・
イ ・ ・ 。
ロ ・ ・ 。
ハ ・ ・ 。
(3) ・ ・ ・ ・
(4) ・ ・ ・ ・
(5) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第117条第3号に掲げる業務を行う同法第116条第1項に規定する防災街区整備推進機構

改 正 後					改 正 前				
				出をされ、かつ、その寄附行為又は定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。)					
				(6)					(6)
3	措置法規則第14条第5項各号の区分に応じ当該各号に定める書類（具体的には「別表2 収用証明書の区分一覧表」の内容欄参照）				3	措置法規則第14条第7項各号の区分に応じ当該各号に定める書類（具体的には「別表2 収用証明書の区分一覧表」の内容欄参照）			
5 密集市街地にお	防災街区整	土地等の	措置法31		(新 設)				

ける防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の施行者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（１～３に掲げる土地等の譲渡又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の施行者である同法第165条第３項に規定する事業会社に対する当該事業会社の株主又は社員である個人の有する土地等の譲渡に該当するものを除く。）	備事業の用に供するために買い取った旨を証する書類	買取りをする防災街区整備事業の施行者	条の２ ２項５号 措置法令 20条の２ ４項 措置法規 則13条の ３ １項 ５号							
6. (当該認定計画に定めるところにより当該認定事業者と当該区域内の土地等の取得に関する協定を締結した独立行政法人都市再生機構を含む。)に対する土地等の譲渡で、. (３～５に掲げる	(イ) (ロ) ２～５ に掲げる要件を満たすものである旨を証する書類の写し (ハ)	 土地等の買取りをする者独立行政法人都市再	措置法31 の２ ２ 項 6号 措置法令 20条の２ ５項 措置法規 則13条の ３ １項 6号、3 項	 (1) (2) (3)		5. (当該認定計画に定めるところにより当該認定事業者と当該区域内の土地等の取得に関する協定を締結した都市基盤整備公団及び地域振興整備公団を含む。)に対する土地等の譲渡で、. (３、	(イ) (ロ) ２～4 に掲げる要件を満たすものである旨を証する書類の写し (ハ)	 土地等の買取りをする者都市基盤整備公団又	措置法31 の２ ２ 項 5号 措置法令 20条の２ 4項 措置法規 則13条の ３ １項 5号、3 項	 (1) (2) (3)

改 正 後					改 正 前				
譲渡に該当するものを除く。)		生機構)			4 に掲げる譲渡に該当するものを除く。)		は地域振興整備公団)		
<u>7</u> ・ ・ ・ ・ ・ (<u>6</u> に掲げる譲渡に該当するものを除く。)	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	措置法31条の2 2 項 7 号 措置法規則13条の3 1 項 7 号	・ ・ ・ ・ ・	<u>6</u> ・ ・ ・ ・ ・ (<u>5</u> に掲げる譲渡に該当するものを除く。)	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	措置法31条の2 2 項 6 号 措置法規則13条の3 1 項 6 号	・ ・ ・ ・ ・
<u>(7の2)</u> ・ ・ ・ ・ ・ (<u>6</u> に掲げる譲渡に該当するものを除く。)	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	措置法31条の2 2 項 7 号 措置法令20条の2 6 項 措置法規則13条の3 1 項 7 号	1 ・ ・ ・ ・ 2 ・ ・ ・ ・ 3 ・ ・ ・ ・ 4 ・ ・ ・ ・	<u>(6の2)</u> ・ ・ ・ ・ ・ (<u>5</u> に掲げる譲渡に該当するものを除く。)	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	措置法31条の2 2 項 6 号 措置法令20条の2 5 項 措置法規則13条の3 1 項 6 号	1 ・ ・ ・ ・ 2 ・ ・ ・ ・ 3 ・ ・ ・ ・ 4 ・ ・ ・ ・
<u>8</u> ・ ・ ・ ・ ・ (上 記 <u>6</u> 、 <u>7</u> 、 <u>(7の2)</u> 、 <u>下記10</u> 、 <u>(10の2)</u> 又は <u>12</u> ~ <u>15</u> に掲げる譲渡に該当するものを除く。)	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	措置法31条の2 2 項 8 号 措置法令20条の2 7 項・ 8 項・ <u>9</u> 項 措置法規則13条の3 1 項 8 号・ <u>4</u> 項	1 ・ ・ ・ ・ (1) ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ ・ ・ (3) ・ ・ ・ ・ 2 ・ ・ ・ ・	<u>7</u> ・ ・ ・ ・ ・ (上 記 <u>5</u> 、 <u>6</u> 、 <u>(6の2)</u> 、 <u>下記9</u> 、 <u>(9の2)</u> 又は <u>11</u> ~ <u>14</u> に掲げる譲渡に該当するものを除く。)	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	措置法31条の2 2 項 7 号 措置法令20条の2 6 項・ 7 項・ <u>8</u> 項 措置法規則13条の3 1 項 7 号・ <u>4</u> 項	1 ・ ・ ・ ・ (1) ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ ・ ・ (3) ・ ・ ・ ・ 2 ・ ・ ・ ・

9 (上 記 6 ～ 8、下記10、 <u>10の2</u> 又は12～15に 掲げる譲渡に該当 するものを除く。)	(イ) (ロ)		措置法31 条の2 2 項 9 号 措置法令 20条の2 10項 措置法規 則13条の 3 1 項 9 号・5 項	 (1) (2) (3) (4)
10 (1、 2 又は 6 に掲げる 譲渡に該当するも のを除き、一団の 宅地の造成が土地 区画整理事業とし て行われる場合に は、下記 <u>10の2</u> を参 照のこと。)	(イ) (ロ) (ハ) (ニ)		措置法31 条の2 2 項 10号 措置法令 20条の2 11項 措置法規 則13条の 3 1 項 10号・6 項	1 2 (1) (2) イ ロ 3 4
<u>10の2</u> 上記10の一団 の宅地の造成が土 地区画整理法第4 条第1項又は第14 条第1項若しくは 第3項の認可を受 けて行われる場合 の同法第2条第3 項に規定する施行 者又は同法第25条 第1項に規定する 組合員である個人	(イ) (ロ) (ハ)		措置法31 条の2 2 項 10号 措置法令 20条の2 11項 措置法規 則13条の 3 1 項 10号	

8 (上 記 5 ～ 7、下記 9、 <u>9の2</u> 又は11～14に 掲げる譲渡に該当 するものを除く。)	(イ) (ロ)		措置法31 条の2 2 項 8 号 措置法令 20条の2 9 項 措置法規 則13条の 3 1 項 8 号・5 項	 (1) (2) (3) (4)
9 (1、 2 又は 5 に掲げる 譲渡に該当するも のを除き、一団の 宅地の造成が土地 区画整理事業とし て行われる場合に は、下記 <u>9の2</u> を参 照のこと。)	(イ) (ロ) (ハ) (ニ)		措置法31 条の2 2 項 9 号 措置法令 20条の2 10項 措置法規 則13条の 3 1 項 9 号・6 項	1 2 (1) (2) イ ロ 3 4
<u>9の2</u> 上記 9 の一団 の宅地の造成が土 地区画整理法第4 条第1項又は第14 条第1項若しくは 第3項の認可を受 けて行われる場合 の同法第2条第3 項に規定する施行 者又は同法第25条 第1項に規定する 組合員である個人	(イ) (ロ) (ハ)		措置法31 条の2 2 項 9 号 措置法令 20条の2 10項 措置法規 則13条の 3 1 項 9 号	

改 正 後					改 正 前				
又は法人に対する 土地等の譲渡で、 ．．．．． (イ) ．．．．．。 (ロ) ．．．．．。 (ハ) ．．．．．。					又は法人に対する 土地等の譲渡で、 ．．．．． (イ) ．．．．．。 (ロ) ．．．．．。 (ハ) ．．．．．。				
11 優良宅地開発促進法第3条第1項の認定及び．．．．．（上記1、2又は10に掲げる譲渡に該当するものを除く。）	(イ) 優良宅地開発促進法第3条第1項の規定による．．．．． (ロ) ．．．．． (ハ) ．．．．． (ニ) ．．．．．	．．．．． 国土交通大臣（当該一団の宅地の造成に関する事業の施行者が日本勤労者住宅協会以外の者にあつては、地方整備局長） ．．．．． ．．．．．	措置法31条の2 2項11号 措置法令20条の2 12項 措置法規則13条の3 1項 11号・2項	1 ．．．．． ・、同法第3条第1項に規定する宅地開発事業計画及び．．．．．。 (注) ．．．．．。 (1) 優良宅地開発促進法第3条第1項の認定の日において．．．．．。 (2) ．．．．． 2 ．．．．． 3 ．．．．．	10 優良宅地開発促進法第3条第1項又は第2項の認定及び．．．．．（上記1、2又は9に掲げる譲渡に該当するものを除く。）	(イ) 優良宅地開発促進法第3条第1項又は第2項の規定による．．．．． (ロ) ．．．．． (ハ) ．．．．． (ニ) ．．．．．	．．．．． 国土交通大臣（当該一団の宅地の造成に関する事業の施行者が都市基盤整備公団、地域振興整備公団及び日本勤労者住宅協会以外の者にあつては、地方整備局長） ．．．．． ．．．．．	措置法31条の2 2項10号 措置法令20条の2 11項 措置法規則13条の3 1項 10号・2項	1 ．．．．． ・、同法第3条第1項又は第2項に規定する宅地開発事業計画及び．．．．．。 (注) ．．．．．。 (1) 優良宅地開発促進法第3条第1項又は第2項の認定の日において．．．．．。 (2) ．．．．． 2 ．．．．． 3 ．．．．．

	ホ	……	……		
	ヘ	……	……		
	ト	……	……		
<u>12</u> ……（上 記 6 又は 10 に掲 げる譲渡に該当す るものを除く。） (イ) ……。 (ロ) ……。	(イ) …… (ロ) …… (ハ) ……	…… …… ……	措置法31 条の 2 2 項12号 措置法令 20条の 2 13項 措置法規 則13条の 3 1 項 12号	……。	
<u>13</u> ……（上 記 6 又は <u>10の2</u> に掲 げる譲渡に該当す るものを除き、一 団の宅地の造成が 土 地 区 画 整 理 法 による土地区画整 理事業として行わ れる場合には、下 記 <u>13の2</u> を参照のこ と。） (イ) ……。 (ロ) ……。 (ハ) ……。	(イ) …… (ロ) …… (ハ) …… (ニ) ……	…… …… …… ……	措置法31 条の 2 2 項13号 措置法令 20条の 2 14項・ 15項 措置法規 則13条の 3 1 項 13号・ 2 項	1 ……。 2 上記 10 の 4 と同様で ある。 3 ……。 (1) …… (2) …… (3) …… (4) …… 4 ……。	
<u>13の2</u> 上記 13 の住宅 建設の用に供され る一団の宅地の造 成が…… (イ) …… (ロ) ……	(イ) 上記 13 の (イ)の書類 (ロ) 上記 13 の (ロ)の書類 (ハ) 上記 13 の (ハ)の内容に 加えて、・ ……	…… …… ……	措置法31 条の 2 2 項13号 措置法令 20条の 2 14項・ 15項 措置法規		

	ホ	……	……		
	ヘ	……	……		
	ト	……	……		
<u>11</u> ……（上 記 5 又は 9 に掲 げる譲渡に該当す るものを除く。） (イ) ……。 (ロ) ……。	(イ) …… (ロ) …… (ハ) ……	…… …… ……	措置法31 条の 2 2 項11号 措置法令 20条の 2 12項 措置法規 則13条の 3 1 項 11号	……。	
<u>12</u> ……（上 記 5 又は <u>9の2</u> に掲 げる譲渡に該当す るものを除き、一 団の宅地の造成が 土 地 区 画 整 理 法 による土地区画整 理事業として行わ れる場合には、下 記 <u>12の2</u> を参照のこ と。） (イ) ……。 (ロ) ……。 (ハ) ……。	(イ) …… (ロ) …… (ハ) …… (ニ) ……	…… …… …… ……	措置法31 条の 2 2 項12号 措置法令 20条の 2 13項・ 14項 措置法規 則13条の 3 1 項 12号・ 2 項	1 ……。 2 上記 9 の 4 と同様で ある。 3 ……。 (1) …… (2) …… (3) …… (4) …… 4 ……。	
<u>12の2</u> 上記 12 の住宅 建設の用に供され る一団の宅地の造 成が…… (イ) …… (ロ) ……	(イ) 上記 12 の (イ)の書類 (ロ) 上記 12 の (ロ)の書類 (ハ) 上記 12 の (ハ)の内容に 加えて、・ ……	…… …… ……	措置法31 条の 2 2 項12号 措置法令 20条の 2 13項・ 14項 措置法規		

改 正 後					改 正 前				
	(二) 土地区画 整理法第4 条第1項又 は第14条第 1項若しく は第3項の 規定による ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	則13条の 3 1項 <u>13号</u>			(二) 土地区画 整理法第4 条第1項又 は第14条第 1項の規定 による・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	則13条の 3 1項 <u>12号</u>	
<u>14</u> ・ ・ ・ ・ ・ (上 記 <u>6</u> 、 <u>7</u> 、 <u>7の2</u> 、 <u>10</u> 、 <u>10の2</u> 又は <u>12</u> ～ <u>13の2</u> に掲げる譲渡 に該当するものを 除く。) (イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・ C ・ ・ ・ ・ ・ D ・ ・ ・ ・ ・ E ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・ (ニ) ・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・ (ニ) ・ ・ ・ ・ ・ 建築基準法 第7条第5 項に規定す る・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	措置法31 条の2 2項 <u>14号</u> 措置法令 20条の2 16項・ 17項 措置法規 則13条の 3 1項 <u>14号</u> ・2 項・7項	1 ・ ・ ・ ・ ・ 2 上記 <u>10</u> の 4と同様で ある。 3 ・ ・ ・ ・ ・ (1) ・ ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ ・ ・ ・ (3) ・ ・ ・ ・ ・ 4 ・ ・ ・ ・ ・	<u>13</u> ・ ・ ・ ・ ・ (上 記 <u>5</u> 、 <u>6</u> 、 <u>6の2</u> 、 <u>9</u> 、 <u>9の2</u> 又は <u>11</u> ～ <u>12の2</u> に掲げる譲渡 に該当するものを 除く。) (イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・ C ・ ・ ・ ・ ・ D ・ ・ ・ ・ ・ E ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・ (ニ) ・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・ (ニ) ・ ・ ・ ・ ・ 建築基準法 第7条第3 項に規定す る・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	措置法31 条の2 2項 <u>13号</u> 措置法令 20条の2 15項・ 16項 措置法規 則13条の 3 1項 <u>13号</u> ・2 項・7項	1 ・ ・ ・ ・ ・ 2 上記 <u>9</u> の 4と同様で ある。 3 ・ ・ ・ ・ ・ (1) ・ ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ ・ ・ ・ (3) ・ ・ ・ ・ ・ 4 ・ ・ ・ ・ ・
<u>15</u> ・ ・ ・ ・ ・ (上 記 <u>6</u> 、 <u>7</u> 、 <u>7の2</u> 、 <u>10</u> 、 <u>10の2</u> 又は <u>12</u> ～ <u>14</u> に掲げる譲渡に 該当するものを除 く。) (イ) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・ 建築基準法 第7条第5 項に規定す る・ ・ ・ ・ ・ ・ (ニ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	措置法31 条の2 2項 <u>15号</u> 措置法令 20条の2 18項 措置法規 則13条の 3 1項 <u>15号</u>	「個人」又 は「法人」は、 上記 <u>14</u> の 1 又は 2と同 様である。	<u>14</u> ・ ・ ・ ・ ・ (上 記 <u>5</u> 、 <u>6</u> 、 <u>6の2</u> 、 <u>9</u> 、 <u>9の2</u> 又は <u>11</u> ～ <u>13</u> に掲げる譲渡に 該当するものを除 く。) (イ) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・ (ニ) ・ ・ ・ ・ ・ 建築基準法 第7条第3 項に規定す る・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	措置法31 条の2 2項 <u>14号</u> 措置法令 20条の2 17項 措置法規 則13条の 3 1項 <u>14号</u>	「個人」又 は「法人」は、 上記 <u>13</u> の 1 又は 2と同 様である。

A	。				
B	上記 <u>14</u> のロ のB～Eの要 件を満たすも のであること。 ハ)				

2 確定優良住宅地等予定地のための譲渡（措置法第31条の2第3項関係）

(1) 確定優良住宅地等予定地の対象となる譲渡

区 分	添付すべき証明書類	発行者	備 考
1表の1の <u>10</u> 、 <u>12</u> 、 <u>13</u> 又は <u>14</u> に掲 げる譲渡.....	イ) A B ロ) A。 B表の1 の <u>10</u> 、 <u>12</u> 若しくは <u>13</u> の造成又は <u>14</u> の建設 に.....。 ハ) ニ)、表の1 の <u>10</u> 、 <u>12</u> 若しくは <u>13</u> の 一団の宅地又は <u>14</u> の一 団の住宅.....		。
2表の1の <u>10の2</u> 又は <u>13の2</u> に掲げる 譲渡.....	イ) A B ロ) A。 B表の1 の <u>10の2</u> 又は <u>13の2</u> の造 成に.....。 ハ) ニ)、表の1		。

A	。				
B	上記 <u>13</u> のロ のB～Eの要 件を満たすも のであること。 ハ)				

2 確定優良住宅地等予定地のための譲渡（措置法第31条の2第3項関係）

(1) 確定優良住宅地等予定地の対象となる譲渡

区 分	添付すべき証明書類	発行者	備 考
1表の1の <u>9</u> 、 <u>11</u> 、 <u>12</u> 又は <u>13</u> に掲 げる譲渡.....	イ) A B ロ) A。 B表の1 の <u>9</u> 、 <u>11</u> 若しくは <u>12</u> の造成又は <u>13</u> の建設 に.....。 ハ) ニ)、表の1 の <u>9</u> 、 <u>11</u> 若しくは <u>12</u> の 一団の宅地又は <u>13</u> の一 団の住宅.....		。
2表の1の <u>9の2</u> 又は <u>12の2</u> に掲げる 譲渡.....	イ) A B ロ) A。 B表の1 の <u>9の2</u> 又は <u>12の2</u> の造 成に.....。 ハ) ニ)、表の1		。

改 正 後				改 正 前			
		の 10の2 又は 13の2 の一団 の宅地・・・・				の 9の2 又は 12の2 の一団 の宅地・・・・	
3	・・・表の1の <u>11</u> に掲げる譲渡・・・ ・・	(イ) ・・・ A ・・・ B ・・・ (ロ) ・・・ A ・・・。 B ・・・。 (ハ) ・・・ (ニ) ・・・、表の1 の <u>11</u> の一団の宅地・ ・・・	・・・ ・・・ ・・・	3	・・・表の1の <u>10</u> に掲げる譲渡・・・ ・・	(イ) ・・・ A ・・・ B ・・・ (ロ) ・・・ A ・・・。 B ・・・。 (ハ) ・・・ (ニ) ・・・、表の1 の <u>10</u> の一団の宅地・ ・・・	・・・ ・・・ ・・・
4	・・・表の1の <u>15</u> に掲げる譲渡・・・ ・・	(イ) ・・・ (ロ) ・・・、表の1 の <u>15</u> の住宅又は・・・ ・・ (ハ) ・・・	・・・ ・・・ ・・・	4	・・・表の1の <u>14</u> に掲げる譲渡・・・ ・・	(イ) ・・・ (ロ) ・・・、表の1 の <u>14</u> の住宅又は・・・ ・・ (ハ) ・・・	・・・ ・・・ ・・・

(2) 特例期間の延長が認められる場合

区 分		特例期間の延長が 認められる事情	特例期間の 延 長 期 間	延長承認の手續
表の 1 の 10 の ……	1 表の1の <u>10</u> の造成に関する事業のうち、・・・	・・・	・・・	・・・。 (イ) ・・・ A ・・・ B ・・・ C ・・・
	3 表の1の <u>10</u> の造成に関する事業で、・・・	・・・	・・・	D ・・・ (ロ) ・・・ A ・・・ B ・・・
	4 表の1の 10の2 の造成に関する事業	・・・	・・・	・・・。 (イ) ・・・

区 分		特例期間の延長が 認められる事情	特例期間の 延 長 期 間	延長承認の手續
表の 1 の 9 の ……	1 表の1の <u>9</u> の造成に関する事業のうち、・・・	・・・	・・・	・・・。 (イ) ・・・ A ・・・ B ・・・ C ・・・
	3 表の1の <u>9</u> の造成に関する事業で、・・・	・・・	・・・	D ・・・ (ロ) ・・・ A ・・・ B ・・・
	4 表の1の 9の2 の造成に関する事業	・・・	・・・	・・・。 (イ) ・・・

改 正 後					改 正 前				
の 13 の ……				A B C D (□) A B	の 12 の ……				A B C D (□) A B
	表の1の13の2 14 表の1の13の2の 造成に関する事業 のうち、			。 (イ) A B C D (□) A B		表の1の12の2 14 表の1の12の2の 造成に関する事業 のうち、			。 (イ) A B C D (□) A B
表の1の14の の ……	16 表の1の13の2の 造成に関する事業 で、			(□) A B	表の1の13の の ……	16 表の1の12の2の 造成に関する事業 で、			(□) A B
	17 表の1の14の建 設に関する事業の うち、			。 (イ) A B C D (□) A B		17 表の1の13の建 設に関する事業の うち、			。 (イ) A B C D (□) A B
表の1の15の の ……	19 表の1の14の建 設に関する事業 で、			(□) A B	表の1の14の の ……	19 表の1の13の建 設に関する事業 で、			(□) A B
	20 表の1の15の建 設に関する事業	 建築基 準法第7条第5項 に規定する		。 (イ) A B C D (□)		20 表の1の14の建 設に関する事業	 建築基 準法第7条第3項 に規定する		。 (イ) A B C D (□)

				A
				B

別表 2

収用証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
1			 措置法規 則14条 5 項 1 号	1 2

3			 措置法規 則14条 5 項 2 号	1 2 (1) 資産の買 取りを必要 とする事業 の施行者が 国、地方公 共団体又は 独立行政法 人都市再生 機構である 場合におい て、. (2)、当該事 業の施行者 に代わり、 独立行政法 人都市再生 機構が行う
-------------	-----------	-----------	--------------------------------------	--

				A
				B

別表 2

収用証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
1			 措置法規 則14条 7 項 1 号	1 2

3			 措置法規 則14条 7 項 2 号	1 2 (1) 資産の買 取りを必要 とする事業 の施行者が 国、地方公 共団体又は 地域振興整 備公団であ る場合にお いて、. (2)、当該事 業の施行者 に代わり、 地域振興整 備公団が行 う当該資産
-------------	-----------	-----------	--------------------------------------	--